



週末には梅雨入りという話もありましたが、少し遅れているようで、今年の東海地方の梅雨入りは6月中旬になる見込みとのことです。弊社は6月1日をもちまして、開業11周年を迎えました。これもひとえに、皆様のご愛顧のおかげと心より御礼申し上げます。今後ともますます精進して参りたいとおもいますので、末永くご支援賜りますようよろしくお願い申し上げます。



## 1. 公益通報



### ●公益通報者保護法、改正！

～令和4年6月1日から～

→産地偽装や事故の隠蔽など、**違法行為**等を企業の内部や外部機関に通報することを「**公益通報**」と呼びます。この公益通報を理由とした解雇等の**不利益取扱を禁止**する法律が公益通報者保護法です。

#### ＜公益通報とは？＞

##### ・だれが？

→従業員（正社員、アルバイト等）、派遣、取引先の従業員、**退職者（退職後1年以内）、役員など（※新たに追加）**

##### ・通報する内容は？

→対象となる法律（約500種）に規定された**犯罪行為**等

##### ・通報する先は？

→**企業内部**、行政機関、報道機関など

※事実が起きている、まさに生じようとしている等、  
通報先ごとに要件あり

→この法律が厳しくなり、常用雇用**301人以上**の企業に対して新たに**義務**が追加されました。※300人以下は**努力義務**

#### ■内部通報に適切に対応するために必要な**体制の整備**

（窓口設定、調査、是正措置等）等を義務づけ

→**行政措置**（勧告、企業名公表等）も追加されています。まずは社内への通報を促す流れ作りを心がけましょう。

## 2. 賃金

### ●男女間の賃金差異、開示義務化！

～新しい資本主義実現会議～

→経済の立て直しにむけた‘人への投資の強化’に関する議論の中で、賃金引上げの推進（**最低賃金**・賃上げ税制・処遇改善等）、デジタル人材育成、**兼業・副業**の拡大等と並んで、**男女間の賃金の差異**について、この夏**開示が義務化**される見込みです。

#### ＜男女間の賃金差異の開示＞※常用雇用**301人以上**

・連結ベースではなく**企業単体**ごとに開示

・男性の賃金に対する女性の賃金の**割合**で開示、かつ正規・非正規ごとに分けて同様に開示

・**有価証券報告書**の記載事項にも、同開示をするよう求める

※常用雇用101人～300人の企業については、状況をみて義務とするか検討

→その他、**社会保険の適用拡大**が女性の就労の制約となっている130万の壁の消失に効果があるとしたり、企業の収入要件のある**配偶者手当**について女性の就労に影響を与えているとして、改廃・縮小にむけた議論を期待する、といったことが言及されています。

→**人的資本**等の非財務情報の株主市場への開示強化と指針整備も掲げられ、今後ますます**見える化**への要請が強まりそうです。

## 今月のピックアップ



### ●雇用調整助成金、特例措置延長！～R4.9まで～

雇用調整助成金の特例措置が**延長**されることになりました。6月までの水準と同じで、**中**小企業は4/5（解雇なし9/10）、大企業は2/3（解雇なし3/4）、日額上限も変わりなしです。

### ●トラック、バス、タクシー、年齢要件緩和！～19歳以上に～

R4.5.13から、受験資格特例講習を修了することで大型・二種・中型の受験資格が‘**19歳**以上で普通免許等保有期間**1年以上**（旧21・20歳以上で3・2年以上）’に緩和されました。

### □■お問い合わせ先■□

〒460-0003

名古屋市中区錦1-20-25

広小路YMDビル10F

中京社会保険労務士法人

電話：052-265-7578



<http://chukyo-sr.jp/>

<http://www.facebook.com/chukyosr>

